

平成24年度下半期の中小企業金融対策について発表します

平成24年8月31日



中小企業庁は、平成24年度下半期に以下の中小企業金融支援策を実施し、中小企業の資金繰りに支障が生じないよう万全を期してまいります。

1.セーフティネット保証5号の活用

セーフティネット保証5号(100%保証)を引き続き活用し、中小企業金融の円滑化に万全を期してまいります。(別紙1参照)

セーフティネット保証5号の原則全業種指定の取扱については、昨年3月末をもって終了する旨を同年1月28日に公表したところですが、その後、東日本大震災が発生したことから、緊急避難的に原則全業種指定の運用を継続してまいりました。

この度、本件について業況調査を実施したところ、その結果を受けて、本年11月1日以降、業況が改善した業種については指定業種から外すこととします。

なお、ソフトランディング措置として、現在の基準(最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等)に加え、一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少等)を適用し、厳しい業況にある業種に属する中小企業の支援について万全を期してまいります。(別紙2参照)

また、上記について周知徹底を図る観点から、本年9月末に期限を迎える現在の原則全業種指定の運用については、期限を1か月延長し、本年10月末まで継続いたします。

2.東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証等の活用

東日本大震災の被災事業者、小規模企業者等に対しては、東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証(※)等の100%保証を積極的に活用し、資金繰りを後押しします。(別紙3参照)

※小口零細企業保証は、保証債務残高1,250万円以下、かつ、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者が対象。

3.セーフティネット貸付の活用

外部環境の変化により業況が悪化している中小企業については、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付等を活用し、資金繰り対応を行います。(別紙4参照)

4.経営力強化保証制度の創設(中小企業の体質強化策)

中小企業が外部の専門家(金融機関、税理士等)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免する新たな保証制度(経営力強化保証制度)を本年10月に創設し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。(別紙5参照)

セーフティネット保証5号の指定業種 (中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種)

指定期間：平成24年11月1日～平成25年3月31日

過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。原則全業種指定の取扱については、平成23年3月末をもって終了する旨を同年1月28日に公表したが、その後、東日本大震災が発生したことから、緊急避難的に原則全業種指定の運用を継続。平成24年11月1日以降は、本件について実施した業況調査の結果を受けて、業況が改善した業種については指定業種から外す。なお、ソフトランディング措置として、現在の基準（最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等）に加え、一層緩和した基準（最近月の売上高等がリーマンショック前（4年前）比5%以上減少等）を適用。

指定業種における産業分類番号は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）の細分類にて判断することとする。

通番	日本標準産業分類(平成19年11月改定)細分類番号	指定業種
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。)をもって生産、卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売する菌床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0221	素材生産業
3	0242	素材生産サービス業
4	0511	金・銀鉱業
5	0513	鉄鉱業
6	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
7	0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業
8	0543	安山岩・同類似岩石採石業
9	0544	大理石採石業
10	0545	ぎょう灰岩採石業
11	0547	粘板岩採石業
12	0548	砂・砂利・玉石採取業
13	0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
14	0551	耐火粘土鉱業
15	0552	ろう石鉱業
16	0553	ドロマイト鉱業
17	0555	けい石鉱業
18	0556	天然けい砂鉱業
19	0557	石灰石鉱業
20	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
21	0591	酸性白土鉱業
22	0594	滑石鉱業
23	0611	一般土木建築工事業
24	0621	土木工事業(別掲を除く)
25	0622	造園工事業
26	0623	しゅんせつ工事業
27	0631	舗装工事業
28	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く)
29	0651	木造建築工事業
30	0661	建築リフォーム工事業
31	0721	とび工事業

～2.3 10-2 略～

153	1291	木材薬品処理業
154	1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
155	1299	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)
156	1311	木製家具製造業(漆塗りを除く)
157	1312	金属製家具製造業
158	1313	マットレス・組スプリング製造業
159	1321	宗教用具製造業
160	1391	事務所用・店舗用装備品製造業
161	1399	他に分類されない家具・装備品製造業
162	1421	洋紙製造業
163	1422	板紙製造業
164	1423	機械すき和紙製造業
165	1431	塗工紙製造業(印刷用紙を除く)
166	1451	重包装紙袋製造業
167	1452	角底紙袋製造業
168	1453	段ボール箱製造業
169	1454	紙器製造業
170	1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
171	1511	オフセット印刷業(紙に対するもの)
172	1512	オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの)
173	1513	紙以外の印刷業
174	1521	製版業
175	1531	製本業
176	1532	印刷物加工業
177	1591	印刷関連サービス業
178	1611	窒素質・りん酸質肥料製造業
179	1612	複合肥料製造業
180	1619	その他の化学肥料製造業
181	1621	ソーダ工業
182	1622	無機顔料製造業
183	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業
184	1629	その他の無機化学工業製品製造業
185	1631	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)
186	1632	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)
187	1633	発酵工業
188	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
189	1635	プラスチック製造業
190	1639	その他の有機化学工業製品製造業
191	1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
192	1643	界面活性剤製造業(石けん, 合成洗剤を除く)
193	1644	塗料製造業
194	1645	印刷インキ製造業
195	1647	ろうそく製造業
196	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水, オーデコロンを含む)
197	1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
198	1693	香料製造業
199	1694	ゼラチン・接着剤製造業
200	1695	写真感光材料製造業
201	1697	試薬製造業
202	1699	他に分類されない化学工業製品製造業
203	1721	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
204	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業
205	(811)	プラスチック板・棒製造業
206	(812)	プラスチック管製造業
207	(815)	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
208	(821)	プラスチックフィルム製造業
209	(825)	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
210	(831)	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
211	(833)	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
212	(834)	工業用プラスチック製品加工業
213	(841)	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)

214	(1842)	硬質プラスチック発泡製品製造業
215	(1843)	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
216	(1844)	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
217	(1845)	発泡・強化プラスチック製品加工業
218	(1851)	プラスチック成形材料製造業
219	(1852)	廃プラスチック製品製造業
220	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業
221	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
222	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
223	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
224	1931	ゴムベルト製造業
225	1932	ゴムホース製造業
226	1933	工業用ゴム製品製造業
227	1994	更生タイヤ製造業
228	2011	なめし革製造業
229	2021	工業用革製品製造業(手袋を除く)
230	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
231	2041	革製履物製造業
232	2051	革製手袋製造業
233	2061	かばん製造業
234	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
235	2072	ハンドバッグ製造業
236	2081	毛皮製造業
237	2099	その他のなめし革製品製造業
238	2112	板ガラス加工業
239	2113	ガラス製加工素材製造業
240	2114	ガラス容器製造業
241	2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業
242	2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
243	2117	ガラス繊維・同製品製造業
244	2119	その他のガラス・同製品製造業
245	2121	セメント製造業
246	2122	生コンクリート製造業
247	2123	コンクリート製品製造業
248	2131	粘土かわら製造業
249	2139	その他の建設用粘土製品製造業
250	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
251	2143	陶磁器製置物製造業
252	2144	電気用陶磁器製造業
253	2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
254	2146	陶磁器製タイル製造業
255	2147	陶磁器絵付業
256	2148	陶磁器用はい(坏)土製造業
257	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
258	2161	炭素質電極製造業
259	2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業
260	2171	研磨材製造業
261	2172	研削と石製造業
262	2173	研磨布紙製造業
263	2179	その他の研磨材・同製品製造業
264	2181	碎石製造業
265	2182	再生骨材製造業
266	2184	石工品製造業
267	2186	鉱物・土石粉砕等処理業
268	2192	石こう(膏)製品製造業
269	2193	石灰製造業
270	2194	鋳型製造業(中子を含む)
271	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
272	2221	製鋼・製鋼圧延業
273	2236	磨棒鋼製造業
274	2238	伸線業

第5号

セーフティネット保証制度

- 1号:連鎖倒産防止
- 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号:突発的災害(事故等)
- 4号:突発的災害(自然災害等)
- 5号:業況の悪化している業種(全国的)
- 6号:取引金融機関の破綻
- 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

※ 5号のみ業種指定
している。

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

1.対象となる中小企業者

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

2.保証料率

おおむね1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められております。

3.保証限度額

(一般保証限度額)

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内

(別枠保証限度額)

普通保証 2億円以内(※)

+ 無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内

※セーフティネット保証6号の場合の普通保証の別枠保証限度額は3億円以内。

4.手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。